

# CMS Letter

日本色覚差別撤廃の会・会報 No. 48

2015年12月

日本色覚差別撤廃の会事務局

〒211-0004 神奈川県川崎市中原区新丸子東 3-1100-12 かわさき市民活動センター1気付

FAX 044-788-3509 HP <http://nodaiweb.university.jp/cms/>

専用メール [cms@nodai.ac.jp](mailto:cms@nodai.ac.jp)

## 色覚異常を巡る医師間の論争

新潟脊椎外科センター 本間 隆夫

m3.com という医師同士だけが意見を交換するサイトがあります。ここで、最近、「色覚異常は外科医に向かない？」というタイトルがとりあげられました。

内容は最近の外科では腹腔鏡手術が一般化してきているので、色覚異常がある医師でも安全に行えるかと疑問視し、ある程度以上の強い色覚異常では進む科を制限した方が良いのでは、というテーマでした。これに対して色覚異常を持つ外科系医師たちからは現実には何も問題はない、という見解が多く出されました。私自身は以下の特に厳しい投稿をしました。

「知りもしないで何を言うか！」私を含め兄弟4人が色弱です。しかし、うち二人は歯科医師（ひとりとは口腔外科教授）、残りの二人は医師で国立大学で指導教官だったし、私は44年間、外科医で務めて40人以上の外科医を育てている。色覚異常というのは全くなーんにも医師の仕事には支障なんか無い！！石原式というとてもない検査表で診断されてもそれは色覚のその人の特性を診断しているに過ぎないのであって、その色覚で何ができないのかを調べているのではない。色の感覚の違いなんか実際には実感できないし、実際何の支障もない。この頭の知識だけの眼科医の作ったばかな差別で、色覚異常の若い人たちがどんなに意味の無いひどい差別をかつてされたか、あなたたちは知っているのか。体験しない正常色覚者が何を言うか、でした。

沢山の意見が投稿されましたが、現役の外科系医師たちのほとんどが、自分も色覚異常はあるが現実には全く問題はないというものでした。一方、元眼科の教授という方から、「もう少し勉強が必要！」という反対の投稿もありました。そこでは現在では色弱や色盲という用語は使用しない、石原表の真価を理解できない不勉強な眼科医が少しいる、という見解を述べられていました。それはそれでよいとしても、現実に外科医として仕事をするには色覚異常は問題にならないということに関しては相変わらずわかっていないようです。投稿した医師のひとは、母親が息子が色覚異常だと知って父親との結婚を悔い自分の前で泣いた、ということを書かれていました。これを読み同じような思いを経験した私は思わず涙が流れました。私は、色覚異常のある学生は入学させない規定であった生まれ故郷の大学を受験できず、他県の大学を出た後、故郷の大学に戻り教官になり27年間務めて学長から永年勤続表彰を受けました。ばかな制限があったものです。昔からいわれてきたことですが、教授会で眼科教授の力が強い大学はみなこうだったそうです。外科医が行う目の前の組織が何かなどの識別は、むしろ、形状、表面の状態、周りとの位置関係、そして動きや触れた感触が重要なのです。単な

る色はむしろ個体差がありすぎて余り当てにしていけない情報のひとつです。全国の医学部希望の子どもを持つ親御さんは子どもの色覚特性なんか外科系の医師になってからは現実には何も支障はないことをしっかりご理解して子どもさんを励ましてください。

## つくられた虚像「就職を拒まれた色覚当事者」

副会長 荒 伸直

### 蘇る学校色覚検査——亡霊復活への軌跡

2年前の秋、全国紙で「この10年ほど学校色覚検査が行われなかった結果、本人に自覚がないために、直前になって進路を断念するケースが」との記事が一齐に紙面をかざったことは、まだ記憶にあたるらしいことと思います。「色覚の差異を調べずにいると、いずれ就職ができなくなる」といった誤解と偏見を著しく拡散させる軽率な報道となりました。これは、日本眼科医会が実施した内部調査（平成22・23年度における先天色覚異常の受診者に関する実態調査）に関する記者会見内容をそのまま受け売りした（裏付けをみずから検証しない）いわゆる発表ジャーナリズムの典型例でした。

眼科医会はこのキャンペーンの余勢をかって、文科省へ学校色覚検査の実質的な復活をさらに執拗に働きかけ、思惑どおり昨年（2014年）4月の新たな局長通知と追加の事務連絡（6月）まで引き出した一連の経過については、すでに本誌でもご案内したところ（42・43・45号）。ちなみに同会の会長はこの7月、これらをいわば会の成果と自賛しているメッセージを公表しています。

### やはりゼロ！——会員アンケートの結果

しかし、調査報告書に目を通してみると、後述のとおり実に巧妙に事実が粉飾されていることに気づきましたので、その検証の一助として会の中でも、自前の実態調査を行うこととしたところです。

前号の会報に入れたアンケート票と返信用ハガキがそれぞれ（「限定会員名簿」のメンバーには事前にメールでも照会）、集計結果は想定どおりに（詳細は別掲のとおり）。設問1の「この3年ほどの間で、家族・親族などのなかで、進路の選択にあたって、色覚の差異を理由に不利益を受けた子どもを見聞きしたこと」の有無に対して、「ある」との回答はゼロでした。サンプル総数はやや少ないものの（53件）、皆無という結果の意味するところは明白でしょう。

### 狡猾なプロパガンダ——眼科医会の報告書

そもそも眼科医会の調査結果はどうだったのか？ 診察室でのヒアリング全660例のうち、問題の「進学・就職」の分野はわずかに92例。それらのうち、警察と自衛隊の採用選考で色覚異常とされ、志望を「みずから断念」した例がたったの4件でした（各2件）。注目すべきは実際は「不合格」と宣告されたのではなく、強い誘導はあったのではと推察されるものの、あくまで本人から辞退したものでした。

それを記者会見資料では「自らの異常に気づかない色覚異常の生徒が就職・進学に際して被害を被るケースが増え、混乱を招くことが懸念される」（下線は引用者）などと、あきらかに針小棒大に粉飾しており、狡猾に不安をあおっていたのです。

### 雇用差別の禁止——障害者雇用促進法の大改正

前回・13年前の文科省局長通知の引き金ともされる、その前年の厚労省による労働安全衛生規則の改正にともなう局長通知では、至極妥当な内容がすでに盛り込まれていました（2001年7月）。例えば「色覚検査において異常と判別される者について、業務に特別の支障がないにもかかわらず、事業者において採用を制限する事例も見られる」ため、「健診項目としての色覚検査を廃止する」とし

たと改正の趣旨を、また「色覚検査の実施を禁止するものではないが、・・・各事業場で用いられている色の判別が可能か否かの確認を行う等にとどめることが望ましい」とも記していたのです。

そのうえで、2年前（2013年）の6月の「障害者差別解消法」制定と同時期に、「障害者雇用促進法」が抜本改正されています（本格施行は来年4月）。もともと同法は事業者に対して一定割合の障害者雇用への努力を求めるものでしたが、今回の改正では「採用・待遇などにおける障害者に対する差別の禁止」を明確にうたっているのです。つまり法令上においては、色覚当事者も就職などで差別されることは許されないということです。言い換えれば、当該業務の上で特定の色彩識別能力が必要不可欠である場合以外には、しかも先の厚労省局長通知にすでに見られたように「色分け以外の措置」などの「合理的配慮」を施してもなお業務に支障がある場合以外には、その業務（会社ではなく）への就業を拒めないものなのです。

### 亡霊の目覚め——カウントダウン

眼科医会の言う「被害」や「混乱」が生じるのは、実は事業主がこれら法令上の規定に違反する場合のみのこと。改正法令の成立を知らずに記者発表したのならお粗末千万な過失との話だが、百も承知の上での確信犯・故意の可能性も否定できません。「復活させてしまえば勝ち、10年、20年は安泰」と。そのうえ眼科医会はこの10月に、色覚検査を宣伝するポスターを作成し（中村かおる氏の根拠の疑わしい「色覚の差異により支障のある業務」の一覧も掲載）、全国の医療機関へ掲出を始めるなど、あくなき執念を露わにしています（別掲の「トピックス」参照）。

全国の小中学校では、新年度からの一斉色覚検査の再開に向けて、すでに準備をととのえていると伝えられています。石原表の購入、校長あての保護者の同意書の様式（事務連絡で紹介。実質的に同意が誘導・強制され、局長通知のいう「本人・保護者の同意」のタテマ工性の象徴）等々。この大規模ないわば表層雪崩による本当の「被害」を少しでも食い止めるためには、学校色覚検査の不条理について、体験に基づく当事者としての声を、身近なところで私たち一人ひとりがあげていく他ないのではないのでしょうか。

## <トピックス 最近の主な活動>

### ○ 関係省庁の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」等へ意見表明

来年4月施行の「障害者差別解消法」に基づく指針等のうち、厚労省の実施指針と対応要領について鈴木事務局長より、国交省の対応要領については小田幹事より、それぞれ会としての意見を送付しました（10月14日、同21日。内容は会のホームページ参照）。

### ○ 福島みずほ参議院議員、吉川代議士に面会（11月18日、12月17日）

伊藤幹事の仲介で井上会長、荒副会長の3人で、学校色覚検査の復活をめぐる経緯や問題点について、議員会館にて各議員・秘書へ説明、運動への理解と協力を求めました。両議員はともに賛同、キーパーソンの助言や当局への橋渡しなどの申し出もいただきました。

### ○ 日本眼科医会のポスター「色覚検査のすすめ！」に関する公開質問状と抗議・要求文

10月に作成、全国に配布されている色覚検査の宣伝ポスターに引用掲載されている「色覚の異常の程度による業務への支障の目安」の原作者、中村かおる氏に対して、その論拠をただす公開質問状をとりまとめ、井上会長名で送付しました（11月24日、および無内容な返信をうけて12月8日に再信）。追って眼科医会へも抗議・要求文を会長名で送付（12月10日）。これらは以下に掲載してあります。なお、ポスターに対する会の見解はホームページ参照。

（文責 荒）

2015年 11月 23日

東京女子医科大学  
中村かおる様

## 公開質問状

日本色覚差別撤廃の会  
会長 井上 清三

私たち色覚当事者の会の中には、かつて子どもの頃にあった数多くの安易な就業制限のために、目指す職種をあきらめざるをえなかった会員が少なくありません。

その後の法令等の整備により、就職時の色覚検査や就業制限は制度的に廃止・規制され、当該業務上で必要不可欠な色彩識別能力が不足すると確証できる場合のみに就業制限は限定されています。

さて、このほど日本眼科医会が作成・配布している「色覚検査のすすめ！」なるポスター下部に、ご案内のとおり貴殿の見解が引用・掲示されています。そこで色覚の当事者団体として次の点をお尋ねします。

### (質問)

日本眼科医会のポスターに掲示されている一覧表「色覚の異常の程度による業務への支障の目安」の記載内容は、いかなる論拠(エビデンス)に基づくものでしょうか？

仮にも十分なエビデンスを欠くなら、不条理な色覚差別・偏見をさらにいっそう助長するものとなります。全国の病院に貼られ始めているこのポスターが、色覚に差異のある当事者をどんなに驚かせているかご存知でしょうか。現在、ポスターで指摘された業務に多くの当事者が立派に従事されています。ポスターはその努力を否定することになりませんか？また、指摘された業務にあこがれをもって頑張っている多くの若い当事者がいます。その夢の実現をあきらめることをすすめるのですか？ポスターの作成責任の帰属はもとより日本眼科医会としても、引用文献を作成した貴殿のプロフェッションとしての責任も他方で否定できません。

ちなみに、職場で色の識別で支障があるとしたら、まず対処すべきは、識別しやすい色使いや色以外の表示など、職場環境の改善(合理的配慮)ではないでしょうか。そちらを先に考えないで当事者個人の責任に帰し、排除しようとするのは、一昨年成立した「障害者差別解消法」や「改正障害者雇用促進法」に、ひいては基本的人権にも抵触するものでしょう。

仮に明確な根拠がないのなら、即時撤廃をお勧めし、求めます。

ご多忙のところ恐縮ですが、12月4日(金)までにご回答をお願いします。

なお、この公開質問状は本会のホームページに近日中に掲載予定です。

この公開質問状に対して、12月2日付で中村氏から返事が届きました。論文を通して読んでいただければ真意は理解していただけるはず、とのことでしたが、質問状は論文を読んだ上で作成したものでした。このため再度質問状を送付しました。

2015年12月8日

東京女子医科大学眼科  
中村 かおる 様

日本色覚差別撤廃の会  
会長 井上 清三

## 公開質問状 2

はじめに、貴殿より返信が届きましたことを、まずはお礼申し上げます。

そのうえで当方も、このような返信文をいただいたことを残念に思います。

論旨は「論文を通して読んでいただければ私の真意はご理解いただけると思います」との一節で尽きるかと思いますが、あいにくと当方はすでに当該論文に目を通してあります。ちなみに、もとよりモノクロ印刷ですので、わたしども役員の誰もが読解上なんらの支障ありませんでした。

その結果、論述内容は基本的に診療経験上の見聞を羅列したうえで、それに個人的な解釈を付しただけと評定したところです。「やや独断的ではあるが、」と論文中にみずから書かれているとおりのようです。

あらためてしっかりとした回答を要求します。Table 3「色覚異常の程度による業務への支障の目安」の記載内容について、科学的な論拠・エビデンスはどのようなものか、具体的かつ明快にご教示ください。

ところで、「本文中にも、「目安であってさまざまな要素により表中の配置は上下する。」と書いてあります」と当然過ぎる釈明をされてますが、眼科医会の作成・配布したポスターには無論そうした前提は記されていません。医療施設内でポスターを目にする患者たちは、当然ながらそんな前提があることなど、およそ知る由もありません。ポスター内の表を「本文と併せて読」む患者はどれほどいると想定していたのでしょうか？

そこで、あらためておたずねします。当該ポスター内にTable 3を引用されることを了解する際、なんら問題点は感じていなかったのでしょうか？こちら明快にお答えください。

ご多忙と存じますが、12月18日（金）までにご返答いただけますよう、よろしく申し上げます。

2015年12月9日

日本眼科医会  
高野 繁 会長

## 抗議と要求

日本色覚差別撤廃の会  
会長 井上 清三

本会は、「色覚異常とされた者の有する能力が正当に評価され、その社会生活が向上すること」を目的とし、色覚の差異を持つ当事者の団体として、長年にわたり活動しています。

この度、貴会が作成・配布されているポスター『色覚検査のすすめ!』の内容には看過できないものがあり、作成責任者である貴会に対し強く抗議するとともに、ポスターの回収を要求します。

ポスターの問題点の第一は、「業務への支障の目安」として一覧表が表示されている部分です。かつて色覚の差異のある当事者は「色の識別ができない」「間違っただけの色判断をする」と決め付けられ進学・就職の機会から排除されてきました。当時学校の健康診断時に使用されていた色覚検査表の中には、解説文中に「色覚異常者は色を扱う職業に適さない」と記述したものや、「色覚異常者の適さない職業の一覧」として多数の職種を列挙したものもありました。こうして社会に誤った臆断と偏見を生み出し、差別的取扱いによって多くの当事者が夢を絶たれてきました。

しかし、このことが大きな誤りであったことは、その後の歴史が示しています。多くの方々の努力によって、前世紀末には進学時の色覚制限がほぼ撤廃され、就職時において色覚検査表の結果を職業の適性として使用することの不合理さが見直されてきました。

2001年には厚生労働省は労働安全衛生法を改正し「雇入時の色覚検査の義務づけ」を廃止しました。その際改正の趣旨を「知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される方であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきている」とし、「色覚検査は現場の職務遂行能力を反映するものではないことに注意し、検査を行う場合は、各事業所で用いられている色判別が可能か否かを確認することで十分である」と検査のあり方を明示しています。

その後の取り組みと、社会の理解とともに今では、就業上未だ門戸を閉ざしているのはごく一部の分野のみとなり、それらもエビデンスに基づく合理的な制限なのか疑問が多いものです。

貴会のポスターには、支障をきたす業務の一覧が列挙され、その業務に従事する人のイラストが描かれています。列挙された業務に自分の希望を託そうとしている若い当事者が沢山います。そんな若者がポスターを見て自分の夢を断念することになったり、その親が子の将来に不安を持ち、自責の念を抱いてしまうような理不尽はあってはなりません。このポスターは前世紀の色覚検査表内の解説文等を彷彿させるものであるとともに、多くの人たちが目にするポスターという性格から検査表以上に広範囲に問題をもたらしかねません。

また、ポスターが指摘する業務には現実に多くの当事者が従事しており、特に問題が生じたと聞いたことはありません。長年の努力で立派な業績を上げている人がいます。日常の小さな積み重ねを地道に築いている人もいます。ポスターはそんな人たちの努力と日々の営みを否定するという許しがたい問題も持っています。

第二の問題点は「色覚検査のすすめ!」という呼びかけについてです。

学校や一般の医療現場の多くで色覚検査を実施する場合は、「石原式色覚検査表」を使用することが考えられます。「石原式色覚検査表」は感度が過度に鋭敏なために、必要以上に「異常」

者として検出し誤診も付きまといます。本来、色覚の眼科的診断は何種類もの検査機器等を使い、その総合的判断でなされるべきものです。現状からはそのことが保障されているとは思えません。また、それが保障されたとしても医療的検査としての検査結果を、その人の職務遂行能力の判断に使用することは誤りであることは既に述べたとおりです。

また、色覚検査は遺伝子検査の性格を持つ検査です。遺伝への偏見・差別や優生意識の根深さが、婚姻をはじめ様々な困難や不幸をいまだに招いている日本の社会において、検査で「異常」という結果を突き付けられた当事者とその親は、職業選択のみならず様々ないわれなき重荷を背負わされることとなります。その意味からも色覚検査は検査前の受検者・保護者への丁寧な説明と納得及び検査後の手厚い対応がなされるべき検査のはずです。

これら色覚検査のもつ性格を十分に説明することなく、また事後の的確な対応の保障もないまま検査をすすめることは、医療の見地からも許されることではありません。

第三の問題は、人権尊重の認識の問題です。

一昨年成立した「障害者差別解消法」や「改正障害者雇用促進法」では、従来の人権に関する諸法律より一層踏み込んで、障害を理由とした差別を禁止し、差別の解消を積極的に推進していくことが求められています。事業主は障害者が職場で働くにあたって支障があればその改善の措置を提供すること（合理的配慮）によって差別解消に努めることが義務づけられています。

職場で色識別に支障があるとしたら、まず対処すべきは識別しやすい色使いや、色以外の表示などの措置を講じて職場環境を改善すべきなのです。当事者に不当な努力を強いるべきではなく、ましてや職務に適さないと排除することは許されません。

ポスターの内容は職務上の問題を当事者個人にのみ帰し、「職務に従事すべきでない」あるいは「本人の努力を求める」としており、上記の法の精神に逆行するものです。

ポスターの一覧表部分に引用された論文に目を通してみると、基本的に診療経験上の見聞を羅列したうえで、それに個人的な解釈を付しただけのものです。「やや独断的ではあるが、」と論文中に著者自身が書かれているとおり、科学的なエビデンスのいささか疑わしいものです。かかる性格の表をポスターに引用することは、貴会の医療関係者団体としての良識が問われないでしょうか。

数多くの問題を含むポスターであります。作成責任者として当事者の声を真摯に受け止め即時回収されるよう要求します。

ご多忙のところ恐縮ですが、12月22日（火）までにご回答をお願いします。

なお、この「抗議と要求」は本会のホームページに近日中に掲載予定です。

別掲

会員アンケート結果 単純集計

## 1 調査期間

2015年7月11日～10月10日

## 2 回答件数

- |        |     |               |
|--------|-----|---------------|
| 1) はがき | 43件 |               |
| 2) メール | 15件 | (うち5件がはがきと重複) |
| 3) 純計  | 53件 |               |
| 回答率    | 23% |               |

### 3 回答内容

1) 設問1「この3年程の間で、家族、親族などのなかで、進路の選択にあたって、色覚の差異を理由に不利益を受けた子どもを見聞きしたこと」の有無

ア ある 0件\*

イ ない 52件

\*設問内容と相違したもの（回答者のHPへの書込み情報に基づく）1件あり

2) 設問2～4 記入なし（上記\*の1件を除く）

3) 「色覚検査復活の動きについて」の自由意見

ア 賛成 3件

イ 反対 33件

ウ 無記入 10件

その他、近況・雑感7件あり

## 平成27年度総会に向けてのおたより（続き）

前号に載せられなかったおたよりを下に載せます。

- ・ 高校の教員をしておりますが、先日、生徒の情報の職員への提供で、色覚異常の生徒のことを報告し20人に1人（男子）200人に1人（女子）いるとあって保健室でも検査を行うなどといい、思わず差別発言だといって問題になってしまいました。府教委は色覚異常という表現を認めているといい、「石原式」に対する問題意識を持っていないことにショックを受けました。また総会の時に詳しく話します。
- ・ 検査復活への危惧から、県内の養護教員の研修会講師をやって来ました。参加の先生方にとって、当事者の声を直に聞くことが、何より刺激となり、訴えが届いたように思っています。私にとっても、色覚問題を、いろんな方向から、掘り下げる作業をすることになり、いい勉強になってます。それが、また、この問題に取り組もうとするエネルギーを補ってくれました。
- ・ 夫婦で、85才と83才になりました。老年そのものですが、出席させていただきます。
- ・ 社会的弱者に対する配慮が年々うすれて来ているのが不気味です。弱者は沈黙してはだめです。声をあげて訴えて社会をよい方向へ変えていきましょう。訴えつづけましょう！弱者の力をあつめれば、訴えは大きくなり、道は拓けます。
- ・ 4月に息子が高校に入学しました。受験校すべてに合格し、本人の希望の県立高校に入学したのですが、その入学説明会の日に渡された健康調査表に「色覚」の欄がありました。内容は、“相談したいこと（進路等）がありますか？ ある・ない”というようなものでした。どんな対応をされるか不安に思い、高柳先生に相談したところ、先生が他の県立私立高校も含め、電話して下さり、どこもあいまいな回答だったそうです。調査表は無記入で提出しました。中学まで（名古屋市立）こんな調査はありませんでした。

CMS Letter 日本色覚差別撤廃の会・会報 No. 48

2015年12月19日 発行

発行人 井上清三

編集・発行 日本色覚差別撤廃の会